

○議長 横尾 武志君

9 番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

9 番、今井保利です。一問一答方式で一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1 件名、商業振興について。

要旨、商工業の活性化についての施策を開始すると昨日も聞いておりますが、その内容と状況について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名 1、要旨（1）についてお答えいたします。

6 月の一般質問において、今井議員より創業者等の支援についての提案がありまして、9 月の一般質問では、新規事業者の起業に対しての補助制度及び空き店舗対策としての家賃補助制度について、早急に要綱等を作成すると回答をしておりました。

今回、その要綱等ができましたので、今回運用をしていきたいというふうに思っております。名称につきましては、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱と芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱になります。これに関しましては、予算を伴うため本年度 1 2 月の補正予算に計上し、この補正予算議決後、運用できるような形で行いたいというふうに思っております。

創業補助金の趣旨は、中小企業の新たな事業の創出や後継者の新分野への挑戦を創出することを目的とし、新たな創業または第二創業を行う者に対して補助金を交付するものとしております。

補助対象事業としましては、日本標準産業分類に規定する製造業、卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業は除くに属する業種です。

補助の対象となる経費につきましては、申請書類等の作成経費、改修等工事費、備品購入費、借損料費、原材料費、広報費等です。

補助の金額としましては、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で、100 万を限度としております。

次に、芦屋町空き店舗活用事業補助金の趣旨につきましては、空き店舗の利用促進及び町のにぎわいづくりのため、空き店舗に出店する者に対し、補助金を交付するものでございます。

空き店舗は、芦屋町の用途地域における商業地域の区域内で、商業活動または事業所として活用されていた物で、3 カ月以上営業されていない物を対象としております。

補助対象事業としては、これも日本標準産業分類に規定する卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業は除く業種としております。

補助の対象となる経費につきましては、出店から 2 4 カ月以内の月々の家賃を補助します。出店から

平成 26 年第 4 回定例会（今井保利議員一般質問）

1 2 カ月目までは、2 分の 1 以内、1 3 カ月目から 2 4 カ月目までは 3 分の 1 以内で、月額 5 万円を限度額としています。仮に新規事業者が芦屋町の空き店舗を活用して創業した場合、創業等促進支援補助金で、最高 1 0 0 万円と空き店舗活用事業で、2 年間の家賃補助、最高額ですと 1 年目で 6 0 万という形の補助を受けられることができます。

予算につきましては、1 2 月議会の補正予算第 4 号で、芦屋町創業等促進支援事業補助金で 1 件分で 1 0 0 万、芦屋町空き店舗活用事業補助金として 5 万円の 3 カ月分、1 5 万円を計上しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今のご説明がありました、要綱の変更等につきましては私の所属する委員会で審議すると思いますので、この辺については委員会の中で細かく聞いていきたいと思いますが、今回のこの要綱の改変及び 9 月議会で出されました企業誘致条例等の緩和策この辺のいろいろな施策に対してどのような効果があったかという効果確認はどのように今後されるのかを、この点についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今回の要綱、創業等促進支援補助金につきましては、補助対象者の要件として、5 年以上継続して営業する意志を持ち、芦屋町の商工会の会員となることを補助対象の要綱にしています。補助金の申請等については商工会を経由して、事業計画書の作成支援を行うようにしております。また、創業に際し適した申請者であるかにつきましては、商工会で審査会を設置していただき、審査を行い、創業等に適した申請者であれば、商工会会長の推薦書を添えて申請を行うようにしております。

創業者は、事業開始後 3 年間は、事業の成果を記した状況報告を商工会を経由して町のほうに提出をしていただくようにしております。報告書の記載に際し、商工会の経営指導員が、経営の状況の確認・指導・助言等を行うようにしており、そのことにより創業者が安定した経営が行えるようになり、町に定着していくものと考えております。

次に企業誘致条例につきましては、9 月に条例を開始し、奨励措置として、5 カ年を限度に固定資産税の減免を行うようにしております。この減免措置を受ける間は、事業年度ごとに会社法に定める計算書類及び現況説明書の提出を求めているため、企業の経営状況等について確認することができ、効果確認を図ることができるのではないかと考えております。

現在のところ、企業、新しい企業誘致条例に該当するところはまだ出てきていないというのが現状であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今のご説明によりますと、今回のこの要綱変更に関しましては、町の商工会が窓口で申請からその企業の進捗について効果確認をしていくということで、私も提案者の一人でございますので、きちんと確認をしながら、また、議会としてもチェックをしていきたいというふうに思っております。

それではですね、同じようなこの商業振興策として、船頭町の駐車場跡地にはまゆうのスーパーを誘致したんですけれども、その後、周辺の商店街や町民のいわゆる人たちに対して、税の投資した効果に関しては、どのように今効果確認をされているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

効果確認についてという形になりますけど、商店街等についてアンケート等や、調査等は行っておりませんが、町民に対しては、コミュニティ活動状況調査を今年度というか、27年の1月に予定をしております。これにつきましては22年から2年置きに調査をやっている状況になっております。対象としましては、町内居住者の20歳以上を無作為抽出で2,000名の方を対象としております。町の取り組み状況に対する満足度と重要度を図るような形の中で、商店街などの中心市街地の整備について設問がありますので、そこで意見を聞くことができるのではないかとというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今のご回答ですと基本的には地域の商業者に対しては、この新しくできた商業施設に関する影響、そういうものについてはやっていない。ただ、2年ごとに町民に対しては言葉で対するアンケートをやっているということでよろしいですかね。

そうしますと、あそこの事業というのは、私の概算で約1億8,000万。建物、それから外溝工事がありましたけど、これだけで約1億8,000万ぐらいの投資をしたというふうに覚えております。概略の数字です。細かいの。この施策について投資効果がですね、実際は指標をもって測定がされていないという結論になると思うんですよね。大切な我々の税の1億8,000万を使って、商業振興をしたのですから、当然執行部としては事前に指標をもってこの1億8,000万に対する効果はどこに何が出てて、この1億8,000万を大切に使いましょうというふうにするべきではないかと思うんですけれども。ここが全く抜けてて、

平成 26 年第 4 回定例会（今井保利議員一般質問）

1 億 8, 0 0 0 万を無駄遣いと言わざるを得ないんですけども、非常に言葉としてはきつくなると思いますけども、この辺の投資に対してですね、効果指標を明確にして効果を示す。そして町民にこうだったからこの税を大切に使ったんですよ。このような指標等を持たずにしてですね、やっているということはこれちょっと疑問に思うんですけども、執行部としてはこれをどうご回答なさるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど課長のほうから申しましたが、商店街などの中心市街地の整備についての満足度、それから重要度、これについてはきちんと聞いた中で、住民の意向を調査をしているところです。その結果なんですが、いわゆる誘致前はですね、中心市街地はどうであったかということは、これ 4 点満点なんですが、満足度が 2. 0 5。これに比べて重要度が、3. 0 8 という結果でございました。続きまして 2 4 年の 1 2 月に調査をした結果ですが、このときはもう、確かできた後だったと思いますが、満足度が 2. 3 5 ということで 0. 3 ポイント上昇しております。また重要度については逆に 2. 9 2 ということで、0. 1 6 ポイント減少したというようなことです。

したがって、スーパー誘致については、住民の皆さんは一定の満足度が向上したというような形でございます。ただ、今言われた、今井議員さんの言われた事業者自身に対するアンケートは行っておりませんので、その点についてはですね、今後の課題かなというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

あの先ほど、一番最初にしました、今回の施策に関してはきちんと商工会で申請の段階から、進捗をきちんと指標をもって管理すると。やはり常々執行部のほうから我々に言っておられますけど、効果確認ができるように、投資効果を確認できるようにそここのところが抜けるとですね、大切な税が無駄遣いとしてしか映りませんので、ぜひきちんと今後はこの商業振興については、その投資に対する効果を測定できるように始めから投資をするときから指標を持つという、これは商業振興だけではなくて全てのことでいいですね。これをもってやらないと、我々は、議会としては何も見えない。何のために投資したのっていうことになりますので、ぜひこの辺については、今後ですね、しっかりと執行部のほうで、指標を持った投資をしていくということを心がけていただきたいと思います。

それでは件名 2、病院事業についてお答え願いたいと思います。

要旨に書いてありますけども、独立行政法人化に向けての現在の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思

平成 26 年第 4 回定例会（今井保利議員一般質問）

います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた取り組みにつきましては、平成 25 年 6 月の方針決定を踏まえ、移行準備を進めているところでございます。地方独立行政法人の設立につきましては法人の運営、その他の制度の基本となるものを定める地方独立行政法人法に基づき、行うものでございます。

それでは、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた進捗状況について、主な 4 つの項目についてお答えいたします。

まず、一つ目は、議会の議決事項でございます。

地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。定款につきましては、今年 3 月の議会で議決いただいております。

また、地方独立行政法人の各事業年度及び中期目標に係る、業務の実績等に関する評価を行う評価委員会の設置につきましても、同様に 3 月議会で議決いただいております。地方独立行政法人芦屋中央病院が、4 年間の期間に達成すべき業務に関する中期目標につきましては、評価委員会の審議、パブリックコメントを経て策定したものを今議会に議案として上程し、審議をお願いするものでございます。

さらに、地方独立行政法人化に伴う条例関係でございますが、今議会に芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例、地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引き継ぎに関する条例、芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例、地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定の議案を上程し、審議をお願いするものでございます。

二つ目は、職員の身分及び処遇に関するところでございます。

現在、病院に勤務している職員は、地方独立行政法人法第 59 条の規定により「法人の成立の日において、当該法人の職員となるものとする」となっております。すなわち、法人職員となり公務員ではなくなります。給与や人事等については、新法人の制度となりますので、十分な理解を得られた上でのスムーズな移行が望まれます。

賃金・労働条件につきましては、職員組合との交渉事項でもあることから、職員に対して、新法人での賃金・労働条件について丁寧な説明を行いながら理解を求めてきたところでございます。

現段階で、平成 27 年 4 月からの地方独立行政法人化につきましては、基本合意ができております。また、賃金・労働条件につきましても大筋合意が整い、今後、詳細な詰めを行っていく予定でございます。

三つ目は、承継される財産に関するところでございます。

地方独立行政法人法の規定では、「地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的な基礎を有しなければならない」また「地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資

平成 26 年第 4 回定例会（今井保利議員一般質問）

することはできない」と定められています。さらに、「地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外の物の価値は、出資の日現在における時価を基準として、出資する地方公共団体が評価した価格とする」と定められています。以上のことから、現在、当該資産の鑑定業務を行っているところでございます。

四つ目は、評価委員会に関するところでございます。

評価委員会の設置条例の件につきまして、先ほど述べさせていただきましたが、評価委員会に関する庶務の担当が住民課となっておりますので、のちほど住民課長のほうから答弁をいたします。

最後に、今後の予定といたしましては、1月に予定されております臨時議会において、町が新法人に承継させる権利を定めることについての提案を行う予定でございます。また、2月中旬には、地方独立行政法人設立の認可申請を福岡県に提出し、4月1日に予定されております臨時議会に新法人が策定した中期計画の議案を上程する予定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

病院事務長より概要説明がございましたが、評価委員会の関係についてお答えいたします。

第三者委員会である評価委員会を本年6月に設置し、中期目標などについて審議をいただき、11月までに5回開催しております。中期目標につきましては、評価委員会で審議後、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、今議会に議案として上程しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の説明で四つの大きなポイントがあるということで、よくわかりました。当然これも私たち委員会の中でやりますので、大きく変わるということは時価評価と従業員の身分が変わるということがポイントでわかりました。

今後この芦屋町の町立病院が独立行政法人というふうになっていくわけですが、しかしながら、独立行政法人になりましても、やはり町民の病院であることは間違いないと思います。そうすると、この独立行政法人後になっても町民に密着した医療体制をどのようにするのか。これが一番重要な課題だと思うんですけど、この辺については、どのような病院にしていくのかということについてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成 27 年 4 月から地方独立行政法人に移行しても、先ほど今井議員が言われましたとおり、町の病院であることには変わりございませんので、地域住民のために必要とされる医療を持続可能な限り提供してまいりたいというふうに考えております。また、これからの超高齢化社会に向けた取り組みとして、高齢者が住みなれた自宅や地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう医療と介護が一体となり、地域の医療機関や介護老健施設、地域包括支援センターなどの各事業所と連携を密にすることで、急性期から在宅まで切れ目のないサービスを提供し、芦屋町の地域包括ケアシステムの構築の中で芦屋中央病院が中心的な役割を果たしていけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今のご回答の最後にあった部分が、一番必要、重要だと思いますので、ぜひですね、地域に根差した、地域の住民の人たちがですね、本当にニーズがあるものをですね、医療体制の中に組み込んでいくように今後検討して、また議会のほうにもご提案をいただきたいと思います。この独立行政法人としての財政運営ですとか、財政リスクについて町民にですね、明確に示してですね、いわゆる投資の額が多いとか、この投資はこういう効果があるんですよとか、いわゆるリスクの開示を図ることが重要だと思いますが、この課題についてどう考えているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

財政的なリスクでございますが、芦屋中央病院は新築移転を予定しております。新病院基本計画を今年 2 月に策定いたしました。その中で、新病院の建設事業費の財源につきましては、過疎債及び病院事業債等を充てることや、国の補助金、自己資金を見込むことで借入金の返済につきましても、十分返済していけるものと考えております。

また、高齢化が進む中、町民のために現在の病床数 137 床と診療科目は必要と考えていますので、これを維持し、地方独立行政法人に移行することで、病院の権限により、医師をはじめとする医療職員の確保及び職場環境の整備や機動的かつ柔軟な意思決定により、抜本的な経営改善が見込めるため、安定した経営のもとで、健全経営を維持し続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

まだ、これから財政についてはこれから詰められると思うんですけど。ここ一、二年前からの新規に、もし、したらということで、見ておりますけど、相当財政的に膨れ上がっていると。ぜひその辺はですね、本来に必要な医療体制のみにしていきながら、財政的なミニマイズを図ってですね、効率的な町民の病院になることを祈って、そしてまた、私も委員会の中で、きちんとこの独立行政法人化については、質問、検討して行きたいと思うのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。